

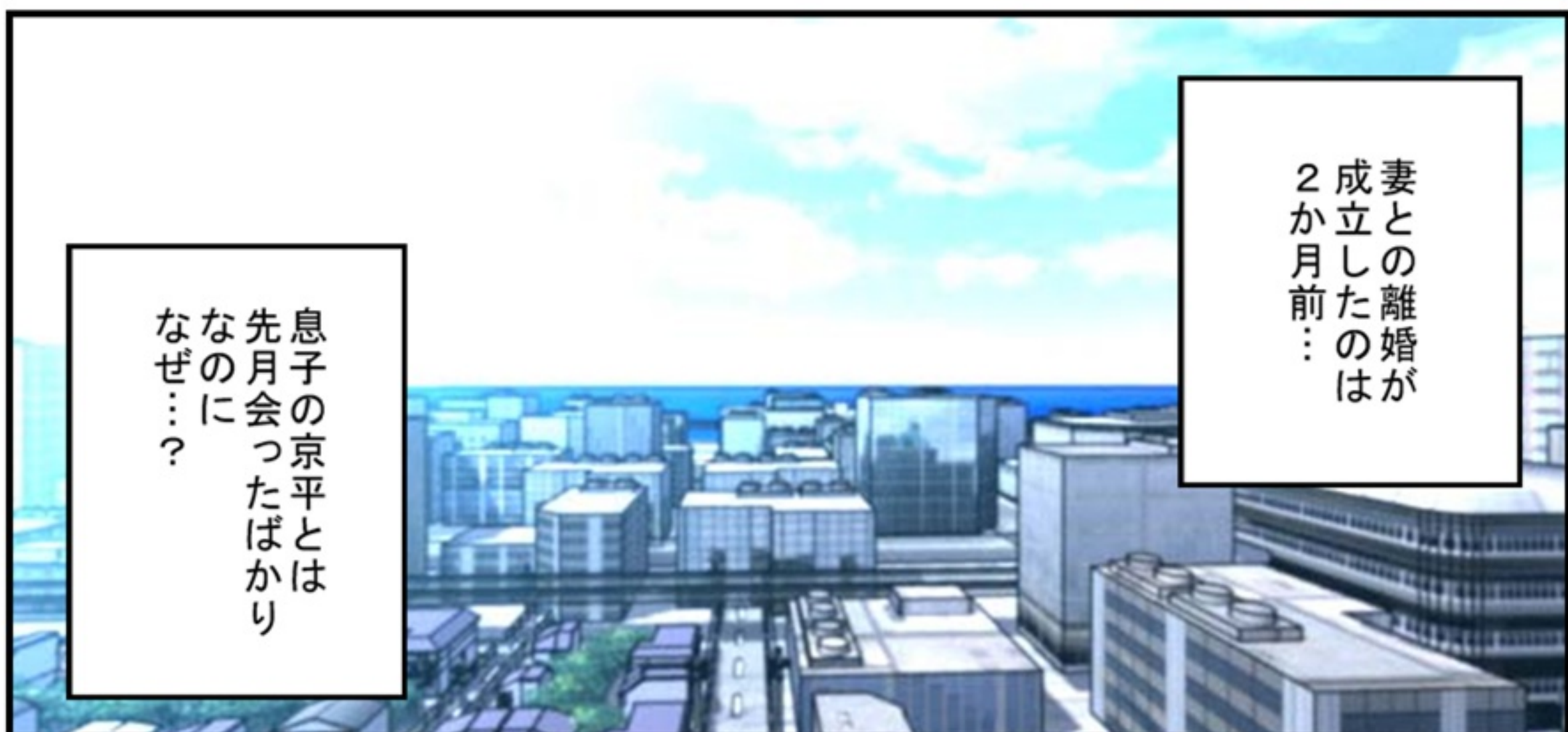
小橋本先生の

あんしん離婚相談室

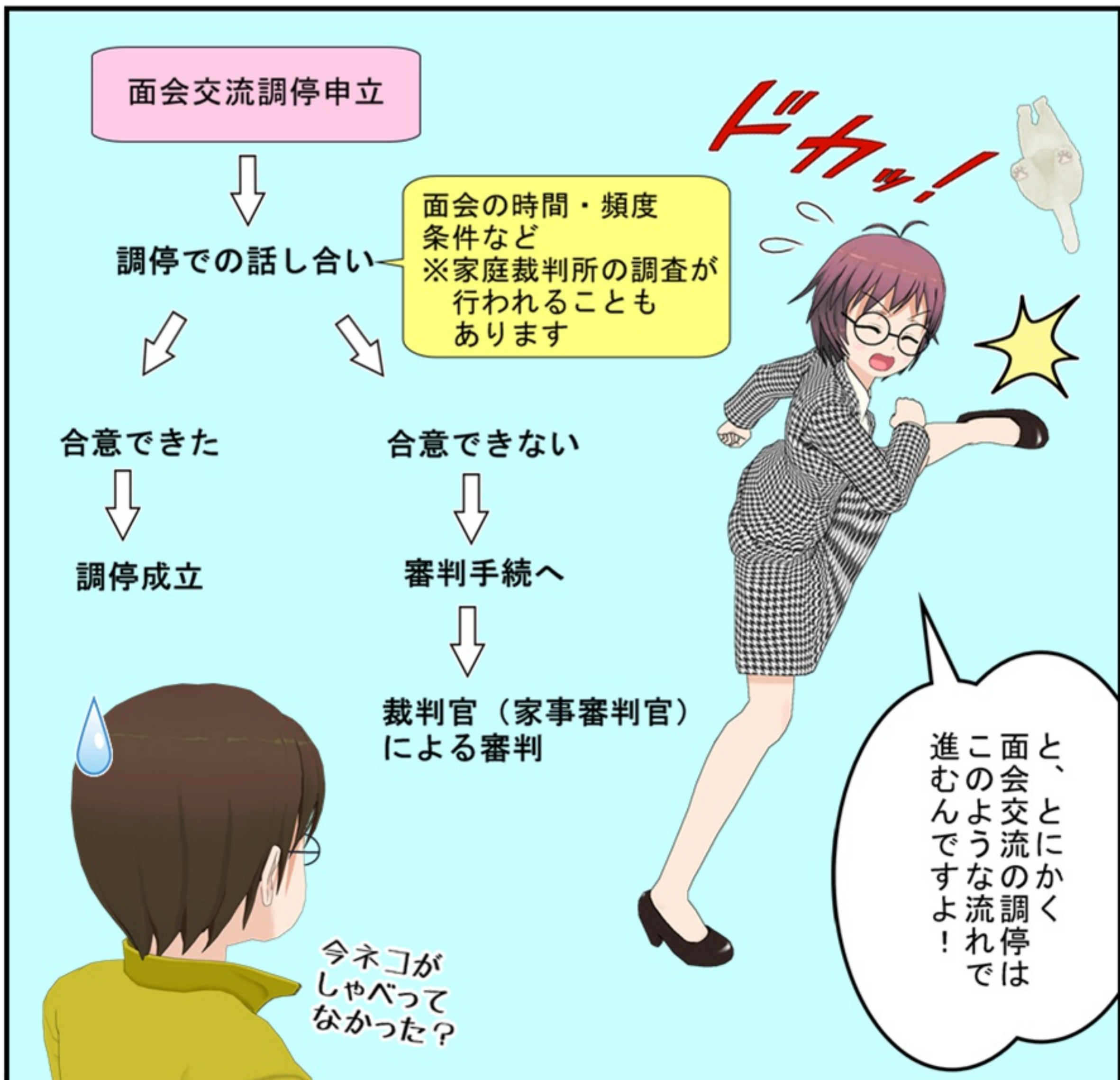


第2回 子どもに会いたい！

監修：弁護士法人リバーシティ法律事務所







家庭裁判所の
調査とは
何ですか？

必ず行われる
ものでは
ないんですけどね

ヒドイ...

家庭裁判所調査官という
専門家が行う
子どもの環境や心理状態
などの調査です

裁判官（家事
審判官）は
審判にあたり
調査の結果を
重視します

親子の面会を
行ってみて
結果を報告する
こともあります

父母から
事情を聴いたり
家庭訪問したり…





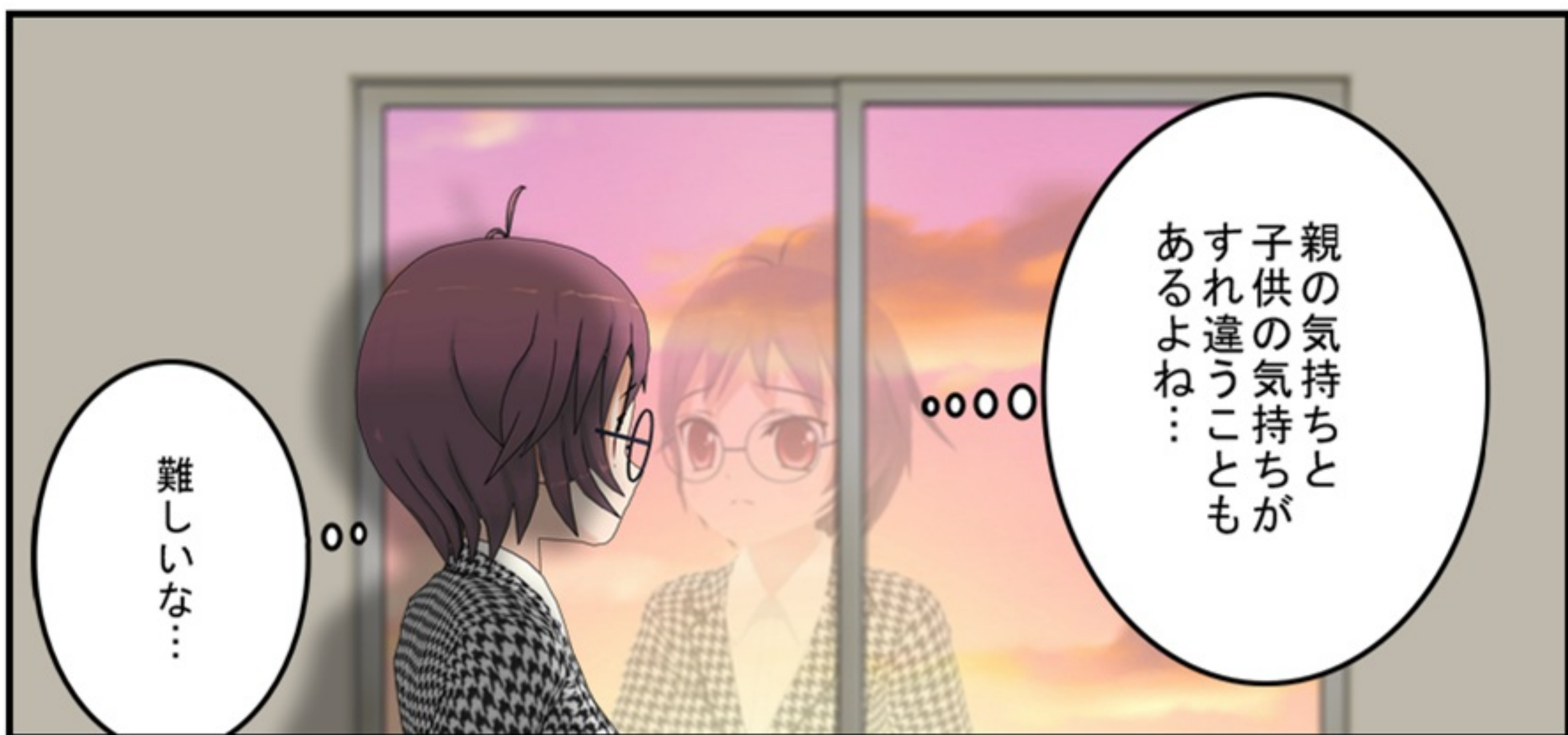


離婚のときの
夫婦の確執を
引きずっている
ことも多いな



まじめな話じゃ！
面会交流のトラブルは
簡単には解決できない
ことが多い

父母どうしの
信頼関係を再構築
するのは
容易ではないのだ



親の気持ちと
子供の気持ち
が
すれ違うことも
あるよね…

oooo

難しいな…

oo



面会交流は
難しい
問題だが

弁護士に
相談して
みませんか？

弁護士法人リバーシティ法律事務所

〒272-0033

千葉県市川市市川南1-9-23

京葉住設市川ビル5階

法律相談：離婚に関するご相談は初回
1時間まで無料です

※事前のご予約をお願いいたします

☎ 047-325-7378